

2025年AI推進法の徹底分析レポート

法律の概要と目的

2025年5月、日本で初めてAI（人工知能）分野に特化した包括的な法律「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（通称：**AI推進法**）が成立しました^{① ②}。この法律は、それまで産業別に分散していたAIに関する指針や規制を横断的にまとめる**基本法**であり、AI技術の研究開発と利活用を国家戦略として加速させつつ、ディープフェイクによる偽情報拡散やプライバシー侵害などAI悪用のリスクにも対応することを目的としています^{② ③}。背景には、生成AI（ChatGPTなど）の登場以降、急速に高まったAIブームとそれに伴う社会不安、さらに日本のAI競争力の遅れがあります^④。日本の2023年におけるAI関連の民間投資額は世界12位（約7億ドル）と低く、1位の米国（約672億ドル）に大きく差を付けられていました^④。また生成AIを利用したことがある日本人はわずか9%に過ぎず、米国の46%、中国の56%など主要国を大きく下回っています^⑤。

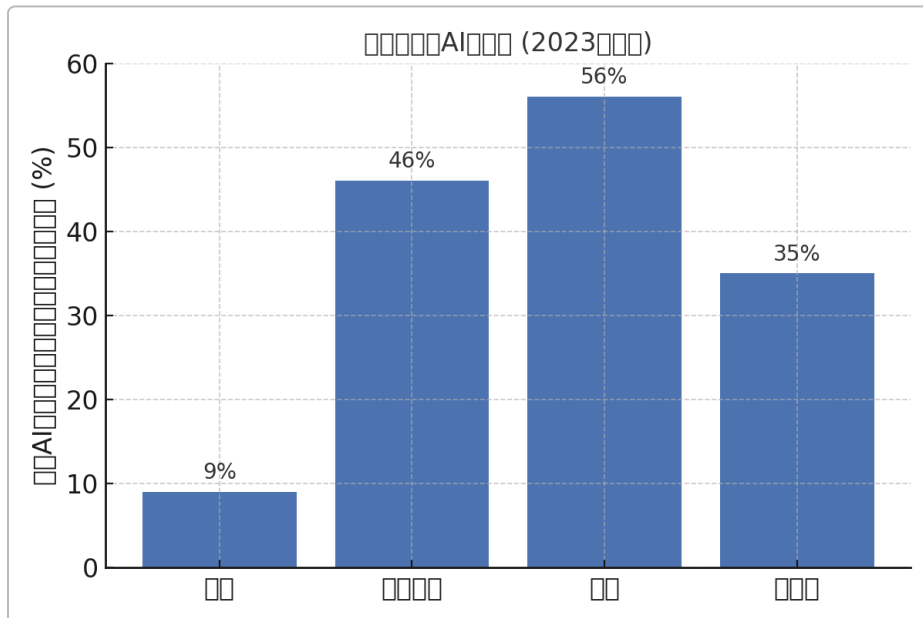


図1: 各国における生成AI利用率（2023年調査）（日本の個人で生成AIを使ったことがある人の割合は9%と主要国中最も低い^⑤。米国は46%、中国56%など、日本のAI利活用の遅れが顕著である。）^⑤

こうした現状と、国民の約77%が「AIには何らかの規制が必要」と感じるほど高い不安感^④を踏まえ、日本政府は「**イノベーション促進とリスク対応の両立**」を掲げた新法の制定に踏み切りました。既存の刑法や業法だけでは急速なAI技術の進展に対応しきれないため、新たな法的枠組みで隙間を埋める狙いがあります^⑥。

⑥ AI推進法の主旨は、AIの研究開発および活用に関する基本理念と基本計画を定め、内閣に戦略司令塔を設置することで、AI分野の施策を総合的かつ計画的に推進し、もって「国民生活の向上」や「国民経済の健全な発展」に資することにあります^③。法律第3条の**基本理念**では、AIが経済社会および安全保障上**極めて重要な技術**であることを踏まえ、**研究開発力の維持・向上や国際競争力の強化**、基礎研究から実用化までの総合的・計画的な推進を図ることが謳われています^③。さらに、AI悪用による犯罪や個人情報漏えい、著作権侵害などのリスクに鑑み、**研究開発・利用過程の透明性確保**等の措置を講じることも基本理念に盛り込まれました^⑦。加えて、日本が国際協調の下で**AI分野の国際ルール形成を主導**し、世界的規範に沿った形でイノベーション促進とリスク対応の両立を図ることも掲げられています^⑧。このようにAI推進法は、AI技術の**振興（プロモーション）**と**ガバナンス（リスク管理）**を国是として明文化した、日本初のAI包括法と言えます。

なお、本法の特徴として**罰則を伴わない「推進法」**である点が挙げられます¹。EUの包括的なAI規制法（EU AI Act）が高額な制裁金を含む**ハードロー（強制法規）**であるのに対し、日本のAI推進法は**ソフトロー（指針や努力義務中心）**として企業の自主性を尊重していることが最大の特徴です⁹。悪質なAI利用への対応規定はあるものの、あくまで**国が調査・助言して是正を促す**との位置づけで、企業に直接罰金や業務停止などの強制措置を科すものではありません¹⁰。政府与党は「技術革新を妨げないよう罰則は見送った」と説明しており¹¹、まずはガイドライン整備や自主的な取り組みを通じてAIの健全な発展と信頼性確保を目指す戦略です。この点については後述する国内外の評価・課題でも議論されています。

具体的な施策

AI推進法に基づき、日本政府および関係機関は**総合的なAI戦略の実行**に向けて様々な施策を講じることになります。主要な施策の柱は以下のとおりです。

- ・**AI戦略本部の設置**: 内閣に「**人工知能戦略本部（AI戦略本部）**」を新設し、政府内の司令塔としてAI政策を統括します。本部長は内閣総理大臣で全閣僚がメンバーとなり、府省横断でAI基本計画の立案・推進にあたります¹²。この戦略本部が中心となり、AIに関する重要政策の策定や関係省庁間の調整を行うことで、従来縦割りだった施策を一元化します。
- ・**AI基本計画の策定**: 政府は法律の基本理念に則り、「**人工知能基本計画（AI基本計画）**」を策定することが義務付けられました¹²。この基本計画には、AI研究開発・利活用を総合的かつ計画的に推進するために政府が講じるべき施策の基本方針が盛り込まれます¹²。例えば、今後5年間程度の研究開発目標、人材育成計画、産業振興策、倫理ガバナンス体制等が示される見通しです。AI基本計画は経済財政運営の指針（いわゆる「骨太の方針」）にも反映され、政府を挙げた行動計画となります。
- ・**研究開発の推進と基盤整備**: AI分野の研究開発力強化のため、政府は重点分野への投資拡大や研究インフラの整備を行います¹³。例えば、次世代半導体を活用した大規模計算環境（スーパーコンピュータやクラウド基盤）の構築、AI開発用の大規模データセットの提供・共有、実証実験の場となる**規制サンドボックス**の拡充などが挙げられます¹⁴¹³。とりわけ、国家戦略上重要な**量子AI、医療AI、安全保障AI**等の領域に重点を置き、産学官連携による大型研究プロジェクトやスタートアップへの助成金も盛り込まれています¹⁵。これにより、これまで資金調達や実証実験のハードルが高かった分野でも研究開発と社会実装が加速することが期待されています¹⁵。
- ・**AI人材の育成と教育振興**: 将来の競争力強化に向け、AIに関する人材育成・確保も基本施策に位置付けられました¹⁶。具体的には、高度なAI専門人材（エンジニア、データサイエンティスト、AI倫理専門家など）の育成プログラム拡充やリスクリング（再教育）支援、大学・高専でのAI教育の推進などです¹⁶。例えば、全国の大学でAI関連科目を強化し受講者を増やすこと、高校教育にも情報科でAIリテラシー教育を導入すること、企業の技術者に対する研修補助を行うこと等が考えられます。実際、東京大学の松尾豊教授によれば、同大学のオンラインAI講座の受講者は年間2.7万人に達するなど若年層の学習熱は高まっており、この追い風を生かす施策となります¹⁷。人材基盤の強化は、イノベーション創出と日本のAI国際競争力向上を下支えする重要分野です¹⁸。
- ・**国際的なルール形成への参画とガイドライン策定**: 政府は国際社会におけるAIのルールメイキングに積極的に関与します¹⁹。具体的には、G7サミットの「**広島AIプロセス**」やOECDのAI原則、国連のAIガバナンス討議などに参画し、国際的なAI倫理・標準の策定で主導的役割を果たす方針です²⁰。さらに国内では、**国際的な規範に即したAI利用指針（ガイドライン）の整備**が明記されています²¹。この指針は今後政府から公表予定ですが、広島AIプロセスで合意された原則が反映される見通しです²¹。例えば、「不適切なAI出力を低減する措置」「AIシステムの仕組みやリスク情報の開示」「訓練データの透明性向上」等がガイドラインに盛り込まれると予想されます²¹。指針は法的拘束力こそありませんが、企業や研究機関が従うべき**倫理・ガバナンス上の基準**として機能し、国内外に信頼されるAIの開発・利用を促すものとなります。

・**情報収集・調査とリスク対応策**: AI推進法は、政府に対し国内外のAI技術動向や利用実態の調査研究を行う責務も課しています²²。政府は最新のAI開発や利用状況を継続的に把握し、不正・不適切なAI利用による被害事例を分析して必要な対策を検討します²²。例えば、ディープフェイク動画による名誉毀損や、AIを悪用した詐欺・サイバー攻撃の事例を収集・解析し、技術的・法的な対抗策を検討するといった活動です。また、新たなリスクが顕在化した場合には追加の法制措置を含め所要の措置を講ずる（附則の**見直し規定**）ことも定められています²³。さらに、こうした調査結果に基づき政府は必要に応じて**事業者や国民への指導・助言・情報提供**を行う権限も付与されました²²。たとえば、悪質なAI利用が発覚した場合に注意喚起のガイダンスを業界に発出したり、消費者に向けて安全なAI利用法を啓発したりすることが想定されています。

・**関係者の責務の明確化**: AI推進法では、国・地方公共団体・研究機関・事業者・国民それぞれの責務が定められています²⁴。国は総合的な施策策定・実施の責務を負い、地方自治体も国の方針に即して地域でのAI活用促進に努めるとされています²⁵。大学など研究機関はAI研究の推進と成果の社会還元、企業（AI活用事業者）は国の施策に協力し安全なAI活用に取り組む**努力義務**を負います²⁶²⁷。特に**事業者の責務**として、第7条に「事業者は国や自治体が実施するAI施策に協力しなければならない」旨が明記されました²⁶。これはあくまで努力義務規定であり、違反しても直ちに処罰されるものではありませんが²⁶、政府として企業の自主的協力を期待する姿勢を示したものです。また**国民の責務**としても、「基本理念にのっとり、AI関連技術への理解と関心を深めるよう努めること」が求められています²⁸。衆議院委員会では「責務」を「努力」に緩和する修正案も出ましたが否決され、最終的に国民にもAIへの関心を持つことを求める表現が残りました²⁸。これは「誰もがAI時代の利活用と課題に向き合うべきだ」という立法者のメッセージとも言えます。さらに、法律の附帯決議では「**人間中心のAI社会原則**」に基づき、**人間の尊厳を損なわないことを大前提とする**よう政府に求める一文も盛り込まれました²⁹。これらはAI倫理への配慮を促す宣言的な規定ですが、国民全体でAIを正しく理解し、恩恵とリスクの両面に向き合うことの重要性を示しています。

・**罰則規定の不在と是正措置**: 前述のとおり、AI推進法には違反行為に対する直接的な罰則規定がありません¹⁰。しかし、**悪質な事案への対応手段**は用意されています。政府はAIを用いた人権侵害や犯罪などが発生した場合、当該事業者に対し**調査協力を求め、必要に応じて是正指導を行う**ことができます³⁰³¹。指導や助言に従わない企業に対しては、最終的な措置として**事業者名の公表（名前の晒し出し）**による社会的な非難喚起が可能です³²³³。例えば、生成AIを使った大規模な著作権侵害や個人情報流出事件が起きた場合、政府が事実関係を調査し、改善要求に応じない企業名を公表して注意喚起するといった事態が考えられます³³。政府・与党は「罰則なき代わりに**必要時には企業名公表**で対処」する方針を明確にしており¹¹、これは企業にとって大きなレピュテーションリスクとなるため、事実上の抑止効果を狙った仕組みです。もっとも、この**名指し措置**も法律上に明文規定されたわけではなく³⁴、「可能性がある」と報じられるにとどまる点には留意が必要です³⁴。いずれにせよ、日本型のアプローチはまず**罰則なきガイドライン遵守と自主規制**を促し、悪質ケースには段階的対応で臨むという柔軟な枠組みになっています¹⁰。

以上のように、AI推進法は政府主導の推進策が中心であり、直ちに民間の活動を制限・規制するものではありません³⁵。むしろ企業や研究機関にとっては、公的支援の増強やルールの特化によるビジネス環境の整備という**プラスの効果**が期待されます。一方で、後述するように「自主性任せで本当にリスクに対処できるのか」という懸念も存在し、運用面での工夫が求められるところです。

日本国内の評価

新法の成立に対し、**日本国内では概ね歓迎と期待の声が多く聞かれましたが**、一部には懸念や注文も見られます。以下、政府関係者、産業界、学界、メディアそれぞれの反応を概観します。

・**政府・与党の反応**: 政府首脳や与党からはAI推進法成立を高く評価するコメントが相次ぎました。内閣官房長官（林芳正氏）は法案閣議決定時の記者会見で「我が国が関連技術を適正に開発・活用できる

能力を保持し、**国際競争力を高めることを目指す**」と強調し、今国会での成立に強い意欲を示していました³⁶。実際、法案は与党のみならず主要野党からも大きな反対なく支持され、2025年4月の衆議院本会議で可決、5月28日に参議院でも賛成多数で可決・成立しています³⁷。超党派で成立した背景には、「AI分野で日本は遅れている」という危機感を各政党が共有していたことがあります。岸田政権（※）はこの法律を**成長戦略の柱**と位置付け、「AIを最も開発・活用しやすい国にする」というビジョンを掲げています³⁸。政府内ではデジタル庁や経済産業省など関係省庁が連携し、法施行に向けた準備（AI戦略本部の設置、人員体制整備、基本計画の策定作業等）を急ピッチで進めています。総じて政府は「イノベーションと規制のバランスを取った日本型モデル」をアピールし、国民や企業に協力と理解を呼びかけています。

・**産業界の反応**: 日本の産業界は総じて本法を歓迎する姿勢です。経団連（日本経済団体連合会）は以前から「AI社会推進議員連盟」と連携して提言を行うなど、政府に対し包括的なAI政策の推進を要望してきました。今回の法律で政府支援が強化される点について、国内企業からは「研究開発投資や人材育成の後押しになる」と期待の声が上がっています。特にスタートアップや中堅企業にとって、国家戦略の下で補助金やSandbox制度拡充など直接恩恵が及ぶ可能性があり、前向きに受け止められています。実務面では、「法の具体策が明確になることで事業計画が立てやすくなる」「AIに関するルール整備が信頼性向上につながりマーケット拡大を後押しする」といった意見もあります。国際的にもソフトウェア業界団体であるBSA（ビジネスソフトウェアアライアンス）が「日本政府が世界で最初期のAI法を制定し、AI活用に焦点を当てた点を称賛する」と声明を出しました³⁹。BSAは「AI時代の成功には新技術の開発促進だけでなく、他の産業へのAI導入戦略が重要」と指摘し、日本のアプローチが産業全体の成長と効率化を加速する位置付けにあると評価しています⁴⁰。一方で、一部の事業者からは「罰則がないとはいえガイドライン違反で名指し公表されれば企業イメージに打撃。自主的とはいえ気が抜けない」という緊張感も示されています。また、IT業界では「今後策定されるガイドライン内容次第で追加対応が必要になる可能性があり注視している」との声もあります。総じて産業界は、**規制強化型ではない推進法として安堵しつつ、信頼性確保の努力は続ける**というスタンスです。

・**学界の反応**: 学术界・専門家からは、本法成立を評価する意見が多いものの、その**実効性や継続的改善**に関する提言も寄せられています。AI研究の第一人者である東京大学の松尾豊教授は「チャットGPT登場以降の日本のAI政策はほぼ満点」と高く評価しつつ、「日本は普通にやっていたら勝てない状況だが最善の手を打ち続ければ可能性はある」と述べ、迅速な手を打った政府を肯定しています⁴¹。松尾氏は各分野（医療、行政、ロボット等）でのAI活用推進や、**国内でのAI技術開発力強化**の重要性を指摘し、本法をその起点として活かすべきとしています⁴²。「リスク対応とイノベーション促進はトレードオフではなく両立可能」との考え方を示した点も注目されます⁴³。一方、法学者の生貝直人（一橋大学教授）は「AI法案は省庁横断的対応を可能にする基盤法制として意義がある」と評価しつつ、生成AIの出現で法制度の対応が大きく変容したことに触れ、「民事救済、刑事規制、知財、消費者保護など広範な法制度の調和が必要」と指摘しました⁴⁴。生貝氏は「**民間共同規制（コレギュレーション）**」の考え方に沿った柔軟で機敏なリスク対応枠組みを築くべきであり、**ガイドライン策定・更新プロセスに多様なステークホルダーの実効的参加が必要**だと述べています⁴⁵。また「AI技術・運用実態の正確な継続的把握（インテリジェンス基盤の構築）が重要」「制度の継続的検討体制の整備が重要」として、立法後も技術進歩に追隨して法律をアップデートしていく体制づくりを提言しました⁴⁶。産業界の代表として参考人意見を述べた田中邦裕氏（さくらインターネット社長）は、「日本は『デジタル敗戦』の屈辱的状况だが、AIで巻き返し可能」と述べ、本法を契機にAI産業振興へ本腰を入れるべきと訴えました⁴⁷。田中氏は一般人へのChatGPT浸透率の低さを挙げつつ「AIによる売上増の事例を増やすことが重要」とし、単なる効率化でなく**経済成長のエンジンとしてAIを位置付けよ**と主張しました⁴⁸。さらに「法治国家として法律の下にAIを管理することの重要性」「海外事業者とのイコールフティング（競争条件の対等化）の確保が不可欠」と述べ、グローバル企業と伍して戦える国内環境整備を求めました⁴⁹。政府の技術顧問である安野貴博氏（GovTech東京アドバイザー）は「AI推進法はイノベーション促進とリスク対応の両立を図る重要な一歩」であり、日本が**EU的規制と米国的自由の中間アプローチ**を取ったと評価しています⁵⁰。安野氏は特に「総理直下のAI戦略本部設置は急速な変化に対応する上で意義が大きい」とし、今後専

門知識を持つAI担当大臣の任命や多様な関係者の声を集約する仕組みの必要性を説きました⁵¹。また、規制緩和策として「特区制度やサンドボックス制度を活用した人材育成の場の充実」を挙げ、20代前半の若い才能の活躍機会を増やすこと、そして「AIへの平等なアクセス」を確保し教育格差の是正につなげる重要性も強調しています⁵²。このように学界・専門家からは、本法を概ね肯定しつつも**実効性確保や制度改善への継続的取組**を求める建設的な意見が多く見られました。

- ・**メディア・世論の反応**: 一般メディアの報道もおおむねポジティブな論調が多いものの、その**内容の緩さや実効性**に焦点を当てた論評も散見されます。日経新聞は「AI技術の開発・活用を推進し、悪用事業者には国に調査権を与える初の法整備」と報じ、企業名公表など**政府による監督権限の創設**に注目しました⁵³。NHKや民放各局も「初のAI特化法成立」と速報し、生成AIブームの中で迅速に対応策を打ち出した点を評価しています。一方でTBS系の報道では「悪質な行為の罰則なし」という見出しを掲げ、罰則不在を強調することでこの法律が**あくまで促進策**であることを伝えました⁵⁴。ネットメディアや有識者のコメントでは、「世界的に見ると**最も緩いAI法制**が誕生した」との指摘もあります⁵⁵。実際、ある解説記事は「罰則なし・企業の自主性重視・リスク管理は今まで通り」と本法を評し、日本があえて規制より**推進に振り切った戦略**を選んだ意味を問いかけています⁵⁵。「これは日本にとって成長エンジンとなるか、それともブレーキなしの危うい加速か？」と問題提起する論調もあり⁵⁶、この柔軟なアプローチの効果についてはメディアでも賛否交えて議論されています。世論面では、国民のAIへの不安が高かっただけに「とりあえず政府が動いたことは評価」「ガイドライン等で様子を見るのは妥当」といった肯定的な声がある一方、「結局ガイドラインでは悪質業者は止められないのでは」「もっと強い規制が必要では」といった懸念もSNS上などで散見されます。総じて、国内では**期待7割・懸念3割**といった受け止めであり、「日本型モデル」が現実に機能するかどうかを慎重に見守る雰囲気があると言えます。

海外の評価と国際比較

AI推進法に対する海外からの評価も様々で、特に**欧州連合（EU）**と**米国**からの視点は対照的です。また中国をはじめとするアジア諸国や国際機関からも関心が寄せられています。以下、主要な海外の評価と日本の立ち位置について整理します。

- ・**EUの視点（欧州）**: 包括的な「AI規則（AI Act）」を世界に先駆けて採択したEUから見ると、日本のアプローチは**対照的なソフト路線**として映ります⁵⁷。EUのAI法はリスクレベルに応じて詳細な義務や禁止事項を定め、違反時には最大で全世界年間売上高の6%もの高額な制裁金を科す**ハードロー規制**です⁵⁸。これに対し日本のAI推進法は罰則を伴わずガイドライン中心の**ソフトロー**で、まず企業の自主的取り組みに委ねる姿勢を取っています¹⁰。欧州のメディアや専門家は「日本はイノベーション促進を優先しており、この柔軟性は理解できるが実効性に課題が残るかもしれない」と分析しています⁵⁹。EU関係者からは、日本の法律には**強制力がなく違反抑止力が弱い点を注視する**との声もあります。一方で「生成AI時代に俊敏に基本法を整備した日本の機動力は評価できる」「規制一辺倒ではなく育成も重視する日本の立場も一理ある」といった理解を示す論調も見られます。総じてEU側は、日本のソフトな取り組みを興味深い実験ケースと捉えつつ、「果たしてそれで深刻なAIリスクを防げるのか？」という視線を向けている状況です⁵⁹⁶⁰。なお、EU内部でもAI規則策定にあたって革新阻害への懸念が議論された経緯があり、**日本の緩やかなモデルがどの程度成功するかが**今後欧州にも影響を与える可能性があります。

- ・**米国の視点**: 米国連邦政府は包括的なAI規制法の導入に慎重で、現状では包括法が存在しません（各産業の既存法適用や自主的ガイドライン中心）⁶¹。この点、日本のアプローチは米国に近く、**イノベーション重視で柔軟**という方向性を共有しています⁶¹。米国の政策は、例えばNIST（国立標準技術研究所）の**AIリスク管理フレームワーク**策定やホワイトハウスの**AI権利章典（Blueprint for an AI Bill of Rights）**によるソフトガイダンス提示など、業界主導の自主基準を尊重する形で進められています。日本のAI推進法について、米国のIT業界や政府関係者からは「官民連携によりAI活用を促進するもので、方向性は理解できる」「規制より奨励策で社会実装を進める点は米国の志向と合致する」

と比較的好意的な評価が聞かれます⁶¹。実際、米国の大手IT企業にとっては、日本市場で過度な規制が課されない安心感につながるため歓迎ムードです。また米国政府も、生成AIの急速な普及に伴う**社会リスク（偽情報やサイバー悪用、国家安全保障への影響）**には強い関心を持っており⁶²、「日本もリスク対応を重視している点は重要だ」としています。その一方で「ソフトウェアでどこまで対応できるか、米国にとっても他山の石だ」という意見もあり、日本の成果が米国内議論にフィードバックされる可能性もあります。要するに米国から見ると、日本は「**規制なきAI戦略**」の実践例であり、共感しつつもその結果に注目している状況です。

・**中国・アジア諸国の視点**: 中国や韓国、シンガポールなどアジアの主要国もそれぞれ独自のAI戦略や規制・振興策を進めており、日本の動向を注視しています⁶³。中国はAI技術で米国と覇を競う立場にありつつ、ディープフェイク規制やアルゴリズム規制など一定の統制を強めています。一方で中国政府系メディアは日本のAI推進法について「濫用リスク防止を掲げるが罰則なく、自主規制に頼る点が際立つ」と報じました⁶⁴。韓国もAI倫理原則を策定し法整備を検討中ですが、日本の柔軟路線に対し「産業振興を優先する点は参考になる」と評価する声があります。またシンガポールなどはガイドライン中心のソフト規制を取っており、日本のアプローチは親和性が高いとも言われます。アジア地域では、今後**日本がAIガバナンスで地域協力をリードすることへの期待**もあります⁶³。例えば、日本が提唱する「人間中心のAI社会原則」はASEAN諸国との価値観共有に役立つ可能性があります。総じてアジアでは、日本の新法を「**国家主導・企業協力・グローバル展開**」という**戦略でAIの主導権獲得を狙う動き**と捉え、競争相手であると同時に協調パートナーとして捉える見方が混在しています⁶⁵⁶⁶。今後、日本発のAIルールやガイドラインがアジア標準に影響を与えるか注目されています。

・**国際機関・専門家の評価**: G7やOECD、国連など国際フォーラムでも日本のAI推進法は話題に上りました。ちょうど2023年のG7広島サミットで日本主導の「**広島AIプロセス**」が立ち上がり、各国がAIガバナンスで協調する流れができています⁶⁷。国際機関の専門家からは「日本は**国際的なルール形成で積極的な立場**を示した」と評価されました⁶⁸。例えばOECD関係者は「罰則のないソフトウェアであっても、国際原則に沿った国内実装例として興味深い。各国の模範たりうるか注視したい」と述べています。またCSIS（戦略国際問題研究所）などのシンクタンクも「日本のAI政策は従来、業界自主規制と各分野の既存法で対応してきたが、基本法制定で新段階に入った」と分析しています⁶⁹。一方、グローバルなAI倫理の観点では「人権やプライバシーへの具体的担保が不明確」という指摘もあります。国連のAI専門家からは「日本の法律には人種差別的AIや社会的影響評価の義務づけなどが見当たらない。倫理面の実効性が課題」とのコメントも出ています（※国連会合での発言報道より）。総じて国際社会は、日本のAI推進法を「**急速に進化するAI技術と社会の向き合い方に対する一つの回答**」と捉えています⁶⁰。イノベーションを重視するソフトウェア路線は技術開発のスピード感を後押しする一方で、その実効性や倫理的課題への対処については国内外から厳しい目が向けられているのも事実です⁷⁰。

以上の海外評価を踏まえ、**日本・EU・米国のアプローチの比較**を簡単にまとめると次のようになります。

項目	日本：AI推進法 (2025年)	EU：AI法 (AI Act) (2024年採択)	米国：AI政策 (連邦法未制定)
立場・性格	AI技術の研究・利活用を促進するための 基本法 （ソフトウェア）。罰則なき枠組みで自主的対応を促す ⁹ 。	AIのリスク管理を目的とした 包括的規制法 （ハードロー）。リスク度に応じ義務や禁止を規定し拘束力が強い ⁵⁸ 。	包括法なし 。産業別の既存法適用や政府ガイドライン等で対応（ソフトな枠組み）。

項目	日本：AI推進法 (2025年)	EU：AI法 (AI Act) (2024年採択)	米国：AI政策 (連邦法未制定)
規制の厳格さ	違反行為に罰則なし（強制措置なし）。違反時は調査協力要請や是正指導、必要なら企業名公表で対応 ³² ³¹ 。	違反時に制裁金あり。例: 禁止AI行為には最大売上高6%等の罰金 ⁵⁸ 。独立監督機関が執行し罰則で強制。	罰則規定なし（現状）。既存の消費者保護法や差別禁止法等で対応する場合あり。
焦点・優先事項	イノベーション促進が最優先。AI開発・活用の国家戦略推進と国際競争力強化 ³ 。リスク対応も行うが自主規制重視 ¹⁰ 。	倫理・安全の確保が最優先。高リスクAIに事前承認や説明責任を課し、人権侵害や安全リスクを抑止 ⁵⁸ 。イノベーションとの両立も模索。	競争力と革新重視。AI研究開発への投資や産業利用促進を優先。 ⁴⁰ 倫理規制は各社の自主ガイドラインやNISTフレームワークに委ねる傾向。
ガバナンス体制	AI戦略本部（首相率いる司令塔）設置 ¹² 。基本計画策定。各省庁連携で施策推進。専任のAI規制機関は設けず。	欧州AI局（AI Office）と各国監督当局を設置し執行 ⁷¹ 。EUレベルで統一的に規制管理。専門監督官庁がAI開発企業を査察・監督。	特定機関なし（ホワイトハウスにAIタスクフォース等）。分野別にFDA（医療）、FTC（消費者保護）など既存機関が所掌。産官学でAI諮問委員会等設置の動き。
対象範囲	広範なAI技術全般。研究開発から社会実装まで網羅し、産業分野横断的 ¹ 。ただし具体的規制要件は無し。	あらゆるAIシステムが対象（軍事等一部除外あり）。用途ごとにリスク区分（禁止、高リスク、限定リスク、低リスク）し差別的AIや社会信用スコアリング等は禁止 ⁵⁸ 。	包括的な適用範囲なし。各業界の自主ガイドライン（例：自動運転ガイドライン）や州法（例：AI雇用法）で部分的対応。連邦ではAI倫理権利章典（ソフト指針）等。

（注：上記EU AI法の内容は2023年時点の合意案に基づく⁵⁸）

このように、日本のAI推進法は「ソフトな促進策」であり、EUの「ハードな規制策」とは好対照をなしていません。一方米国は現時点で日本に近い緩やかな対応ですが、将来的な連邦規制法の動きもあり得ます。海外メディアでは「日本は規制よりも革新を選んだ」という表現で報じられ⁵⁵、その成果次第で各国の政策にも影響を与える可能性があると分析されています。

日本の課題と今後の展望

最後に、本法成立後の日本が直面する課題について整理します。法律の理念通りに「世界のモデル」となるAI活用社会を実現するには、制度設計上の弱点を補完しつつ技術・社会両面の課題に対応していく必要があります⁷²。

- ・**ソフトローの実効性確保**: 最大の課題は、罰則なきソフトローの実効性をどう担保するかです⁷³。AI推進法には強制力のある規制規定がないため、悪質なAI利用（例えば個人の権利を侵害するディープフェイク、著作権を侵す無断学習など）に対しどこまで適切に管理できるか不透明です⁷³。企業名公表による抑止はあるものの、巨大IT企業や匿名性の高い違反者には効果が限定的かもしれません。また倫理・安全面での課題（AIのバイアスや差別、プライバシー侵害など）に対し、ガイドライン遵守だけで十分かという疑問もあります。今後、ガイドラインの充実と運用強化がカギとなり、必要に応じて個別の法規制や罰則導入も検討する「段階的アプローチ」が求められるでしょう⁵⁹。立法府も附則の見直し規定に基づき、技術の進歩や問題発生状況を見ながら数年以内に制度の総点検を行う

ことが望めます。柔軟性の利点を活かしつつ、**継続的な制度改善**によってソフトローの弱点を補う姿勢が重要です⁴⁵。

・**国際競争力と技術基盤の強化**: 日本がAI分野で世界をリードするためには、**国際競争力の抜本的向上**が不可欠です。現状、日本のAI研究力・産業競争力は米中に大きく水をあけられており⁵、本法を起点にどこまで挽回できるかが問われます。課題としてまず指摘されるのは**投資と産業基盤の弱さ**です。AIへの民間投資額で日本は米国の1%、中国の1割程度に留まり⁵、AIスタートアップのユニコーン企業数でも米中欧に後れを取っています。田中邦裕氏が述べたように、日本は「デジタル敗戦」と言われるほどソフトウェア分野で遅れを取った経緯があり⁴⁷、AIでの巻き返しには相当の努力が必要です。政府の研究資金投入や設備投資減税など**実効的な産業支援策**を講じること、民間もオープンイノベーションや大企業のベンチャー支援を拡大することが求められます。また**国産AI技術の開発力**も課題です。現状、日本企業や研究機関が主導する汎用AIモデルは少なく、主要な生成AI基盤は海外由来です。松尾豊氏も「**AI技術自体を国内で開発する力の強化**」が重要と強調しており¹⁷、国産大規模言語モデルや日本語特化AIの開発プロジェクトなどを国家的に推進する必要があります。さらに**イコールフットイング（競争条件の対等化）**の観点では、海外企業が日本市場で収集したデータを独占し国内企業に活用機会が乏しい問題なども指摘されています⁷⁴。データ戦略や知財制度の見直しを通じて、公平な競争環境を整えることも重要な課題です。

・**AI倫理・信頼性の確保**: AIの利活用拡大に伴い、**倫理と信頼性の確保**も引き続き大きなテーマです。日本は「人間中心のAI社会原則」を掲げており、AI推進法附帯決議でも**人間の尊厳を損なわないこと**が強調されました²⁹。しかし具体的に何をもって人間中心・倫理的とするかの指針は、今後のガイドライン策定に委ねられています。例えばAIの説明可能性（なぜその判断に至ったかを説明できること）や、公平性・非差別、プライバシー保護などの要件をどこまで求めるかが課題です。EUでは高リスクAIに対しデータのバイアス防止措置や人による監督など詳細な義務が課されますが、日本ではそこまで強制はしない見込みです⁵⁸⁷⁵。その分、各企業・開発者が自社で倫理基準を確立し、業界団体による認証制度等を充実させることが期待されます。また、**AIガバナンス人材**の育成も重要です。AI倫理審査や法的コンプライアンスを担う専門家が不足しており、大学・大学院でのAI倫理教育や企業での内部統制強化が求められます¹⁸。さらに、万一AIの不具合や誤判断で損害が生じた場合の**法的責任の整理**（開発者・提供者の責任範囲など）も未解決の論点です。現行法で対応するとしても判例の蓄積はなく、政府は関連事案の分析を通じて適切なルール形成を進める必要があります⁴⁶。要するに、倫理面では「**自律的・協調的なガバナンス**」（民間と政府の共同によるルールづくり）を機能させ、社会から信頼されるAI利活用環境を築けるかが鍵となります⁴⁵。

・**技術人材の不足**: AI分野の人材確保も喫緊の課題です。世界的に機械学習エンジニアやAI研究者の争奪戦が激化しており、日本はトップ人材の囲い込みで後れを取っています⁷⁶。実例として、米国の大企業や中国企業が高給で日本人AI人材を引き抜くケースも増えています。日本政府は本法を契機に教育投資を拡充しますが、**人材育成は成果が出るまで時間がかかる分野**です。大学の定員増やカリキュラム改革に加え、海外からの優秀なAI人材を呼び込む移民政策の緩和や研究環境の整備も検討すべきでしょう。幸い、日本の若者の間ではAIへの関心が高まりつつあり、松尾教授によれば東大のAI関連講義受講者が年2.7万人に達するなど明るい材料もあります⁷⁷。これを全国的なムーブメントとするには、産学協働のハッカソンやコンテスト開催、地方創生人材とのマッチング支援など**裾野拡大策**も重要です。また、シニア世代のリスキリングで**異分野からAI人材を掘り起こす**こと、女性や外国人のAI分野参画を増やすダイバーシティ推進も課題となります。田中邦裕氏が指摘したデジタル分野の「**国富流出**」を防ぐには、人材の海外流出にも歯止めをかけねばなりません⁴⁸。そのためには魅力ある研究開発プロジェクトやキャリアパスを国内に用意し、「**AIで成功できる国**」というメッセージを発信することが必要です。

・**中央と地方の格差・包摂性**: AIの恩恵を日本全体で共有するには、**地域間格差の是正**も忘れてはなりません。現状、AI産業や人材は東京圏や一部の大企業に集中しがちで、地方自治体や中小企業では導入・活用が進んでいないケースが多々あります。政府は地方公共団体にもAI活用推進の責務を課しま

したが⁷⁸、実際には自治体ごとに技術力や予算に差があり、**地方のDX（デジタルトランスフォーメーション）格差**が懸念されます。例えば、大都市では行政サービスにチャットボットAIを導入する動きがある一方、小規模自治体ではIT人材不足で手が回らない現実があります。また、教育現場でも都市部と地方でAI教育の充実度に差が生じれば将来的な地域格差につながりかねません。安野氏が指摘したように「**AIへの平等なアクセス**」の確保が重要であり⁷⁹、地方の学校や企業にもAIツールを活用する環境や支援を提供することが課題です。具体的には、地方大学へのAI研究センター設置支援、遠隔教育による最新AI講座の配信、中小企業向けAI活用相談窓口の整備、自治体職員のAI研修プログラムなどが考えられます。国としても地方創生とAI戦略を結びつけ、「**中央集権的なAI活用**」ではなく「**地域発イノベーション**」を促進する視点が必要でしょう。AI推進法は全国一律の枠組みを提示したに過ぎず、その実装段階で各地域の実情に応じた支援策を充実させることが、日本全体の底上げにつながります。

以上の課題に対応しつつ、日本はAI推進法を「**生きた制度**」として進化させていく必要があります。⁷²

⁶⁰。法律自体は枠組みを示したに過ぎず、真価が問われるのはこれから策定される基本計画やガイドライン、そして実際の運用です。幸い、法律には「必要な場合の所要の措置（見直し）」規定もあり²³、時機を見て制度改正する余地が残されています。技術の進歩や国際ルールの変化に迅速に対応し、情報発信力をもって世界に貢献していくことも課題の一つです^{80 81}。日本は超高齢化・労働力不足という先進課題を抱える国でもあり、医療や介護、自動化といった領域でAI活用への期待が大きい反面、課題先進国としての責任もあります⁸²。AI推進法成立はゴールではなくスタートラインであり、日本らしい人間中心のイノベティブなAI社会を築けるかどうか、まさに正念場を迎えていると言えるでしょう。

全体のまとめ

2025年5月に成立したAI推進法は、日本がAI時代に向けて打ち出した国家戦略の柱であり、その概要と狙いは「**技術革新の促進**」と「**リスク管理の両立**」に集約されます⁸³。本法は世界に先駆けた包括的AI法の一つであり、内閣総理大臣をトップとする戦略本部の設置やAI基本計画の策定によって、研究開発・社会実装・人材育成・国際協調といった施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものです¹²。他方でEUのAI法のような強制的規制ではなく、企業の自主性に委ねたソフトなアプローチを採っている点が特徴であり、罰則を設けず指導・ガイドライン中心の枠組みとなっています¹⁰。

具体策として、政府の研究開発支援強化（重点分野への投資、データ基盤整備、サンドボックス拡充など）や、AI人材の育成・教育推進、そして国際標準に沿った倫理ガイドラインの策定、悪用事例への調査・是正指導権限の付与などが盛り込まれました^{84 31}。企業や国民にもそれぞれ責務が課され、国民生活の向上と経済発展のためにAIを正しく利活用していくことが謳われています^{28 3}。

国内では政府・産業界を中心に本法を歓迎する声が多く、イノベーション促進策として高く評価されています。AI研究者や経営者からは「日本型モデルは十分機能し得る」「今後の国際競争で巻き返すチャンス」と期待が示されました^{41 47}。一方で学術界やメディアからは「罰則なき法律の実効性」「ガイドラインの内容次第では不十分」といった懸念も提起されており^{73 55}、継続的な制度の検証と改善を求める意見が出ています⁴⁵。海外から見ると、日本の柔軟路線はEUの厳格規制と対照的であり、米国とは価値観を共有しつつも**一種の社会実験**として注目されています^{57 61}。国際的にも日本の成果如何によっては各国のAI政策に影響を与える可能性があり、まさに世界がその動向を見守っています⁶⁰。

総括すれば、AI推進法は急速に進歩するAI技術と社会課題に対し、**日本なりのバランスを示した包括フレームワーク**です⁶⁰。この法律の下で日本は「**最もAIを開発・活用しやすい国**」を目指すと言いました⁸⁵。もっとも、その実現にはソフトローの弱点を補い、競争力・倫理・人材・包摂性といった多面的課題に取り組む必要があります。本法成立はスタートラインに立ったに過ぎず、今後策定されるAI基本計画の内容やガイドライン運用、国際協調の取り組み次第で成否が決まるでしょう。日本がこの推進法を**成長のエンジン**としつつ適切なブレーキも備えた持続可能なAI社会モデルを確立できれば、世界のAIガバナンスの一モデルケースとなり得ます⁵⁶。逆に、有名無実化すれば「緩いだけで効果のない規制」という批判を招きかねません。政

府・企業・国民の三位一体で法律を「生きたもの」とし、イノベーション創出とリスク抑制の両立を図ることが今後の鍵となります⁶⁰。日本が直面する課題先進国としての責務を果たしつつ、AI時代における国際的な存在感を高めていくことが期待されます。

参考文献・情報源（一部抜粋）：

- ・内閣府 217回通常国会提出法案資料『人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律案 概要』^{86 87}
- ・法律事務所ZeLo解説「AI活用推進法が成立：概要と企業への影響」^{4 3 84 31}
- ・イノベトピア記事「日本初のAIに特化した法案『AI推進法』が成立」^{88 15}
- ・イノベトピア記事「日本の『AI推進法』、世界はどう見る？海外の評価と日本の課題」^{57 72}
- ・国会参考人質疑（松尾豊氏ほか）要約^{41 44 47 50}
- ・JST Science Japanニュース「Japan's 1st law to promote safe AI use, development enacted」^{30 89}
- ・Business Software Alliance (BSA)声明「Japan AI Legislation」⁴⁰
- ・その他、日本経済新聞⁵³、共同通信⁶⁴、リスク対策.com³⁶等の報道記事。

^{1 9 10 14 15 18 32 75 83 88} 日本初のAIに特化した法案「AI推進法」が成立 – 日本はこれからAIとどう付き合っていくつもりなのか - イノベトピア

<https://innovatopia.jp/ai/ai-news/55995/>

^{2 3 4 5 6 7 8 12 13 16 19 20 21 22 26 31 33 35 38 84 85} 【速報】AI活用推進法が成立：概要と企業への影響 | 法律事務所ZeLo

<https://zelojapan.com/lawsquare/56624>

^{11 36} 悪質事案、事業者名を公表＝A I 人権侵害、国が調査―新法案、近く閣議決定 | 防災・危機管理ニュース | リスク対策.com | 新建新聞社

<https://www.risktaisaku.com/articles/-/99914>

^{17 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 74 77 79} 「AI推進法案」の参考人質疑で話された内容とは？ | キムラ ヨシト

<https://note.com/k1mu/n/n3b703825af1a>

^{23 86 87} cao.go.jp

https://www.cao.go.jp/houan/pdf/217/217gaiyou_2.pdf

^{24 25 27 55 56 78} AI推進法とは？世界で最も緩いAI法制が誕生 | いまさら聞けない自治体ニュース

<https://imasaranews.com/government/480/>

^{28 29} 「AI推進法」可決へ 人工知能技術への理解と関心が“国民の責務”に - KAI-YOU

<https://kai-you.net/article/92534>

^{30 89} Japan's 1st law to promote safe AI use, development enacted | News | Science Japan

<https://sj.jst.go.jp/news/202505/n0530-01n.html>

³⁴ 国内初の「AI法案」が閣議決定～罰則はなく自主性重視

<https://business.ntt-west.co.jp/bizclip/articles/bcl00071-160.html>

³⁷ 「AI推進法案」とは？ 法案の目的、背景、構成を解説！

<https://chihuahua-tech.com/>

2025/05/18/%E3%80%8C%E6%8E%A8%E9%80%B2%E6%B3%95%E6%A1%88%E3%80%8D%E3%81%A8%E3%81%AF%E3%80%81%E6%B3%95%E6%A1%88%E3%81%AE%E7%9B%AE%E7%9A%84%E3%80%81%E8%83%8C%E6%99%AF%E3%80%81%E6%A7%8B%E6%88%90%

39 40 BSA Statement on Japan AI Legislation | Business Software Alliance

<https://www.bsa.org/news-events/news/bsa-statement-on-japan-ai-legislation>

53 AI推進法成立など 日刊出版ニュースまとめ 2025.05.29 - HON.jp

<https://hon.jp/news/1.0/0/55627>

54 初の“AI特化法” AI推進法が成立 悪質な行為の“罰則なし” | TBS NEWS DIG

<https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/1941074>

57 58 59 60 61 62 63 67 68 70 72 73 76 80 81 82 日本の「AI推進法」、世界はどう見る？海外の評

価と日本の課題を解説 - イノベトピア

<https://innovatopia.jp/tech-social/tech-social-news/56179/>

64 日本出台「人工智能法」 促進技術研發並防止濫用

<https://www.singtao.ca/7165326/2025-05-28/news->

%E6%97%A5%E6%9C%AC%E5%87%BA%E5%8F%B0%E3%80%8C%E4%BA%BA%E5%B7%A5%E6%99%BA%E8%83%BD%E6%B3%95%E3%80%8D

+ %E4%BF%83%E9%80%B2%E6%8A%80%E8%A1%93%E7%A0%94%E7%99%BC%E4%B8%A6%E9%98%B2%E6%AD%A2%E6%BF%AB%E7%94%A8%

65 日本内閣通過AI研發及活用推進法草案

<https://stli.iii.org.tw/article-detail.aspx?no=64&tp=1&d=9341>

66 系統地推進人工智慧相關技術的研發與應用

<https://www.facebook.com/kuohua.fan/posts/>

%E5%A3%B9%E6%97%A5%E6%9C%AC%E9%80%9A%E9%81%8E%E4%BA%BA%E5%B7%A5%E6%99%BA%E6%85%A7%E7%9B%B8%E9%97%9C%

69 Unpacking Japan's AI Policy with Hiroki Habuka - CSIS

<https://www.csis.org/analysis/unpacking-japans-ai-policy-hiroki-habuka>

71 [PDF] 欧盟人工智能法案：指南

<https://www.twobirds.com/-/media/new-website-content/pdfs/capabilities/artificial-intelligence/eu-ai-act-guide-chinese-version.pdf>